

相模原市監査委員公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、市立小・中学校の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年7月7日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成27年7月6日

2 監査の対象及び方法

この監査は、小・中学校(旭小学校、鹿島台小学校、緑台小学校、橋本小学校、作の口小学校、双葉小学校、陽光台小学校、若草小学校、富士見小学校、桂北小学校、藤野北小学校、藤野小学校、新町中学校、小山中学校、由野台中学校、内出中学校、東林中学校、中沢中学校)において、平成26年度(平成27年5月末日まで)に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 再配当予算の執行に関する事務

(2) 物品等の管理に関する事務

(3) 施設の維持管理に関する事務

3 監査の結果

(1) 注意事項

陽光台小学校の物品等の管理に関する事務を調査したところ、学校教育研究委託事業の予算の執行において、預金口座から現金を必要の都度引き出すことなく、平成26年度のすべての支払が立替払により行われていた。

今後は、預金通帳で収支管理を行うとともに「相模原市学校財務事務取扱要領」等に基づき、出納について適正に事務を執行するよう注意する。

(2) 各小・中学校におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。